

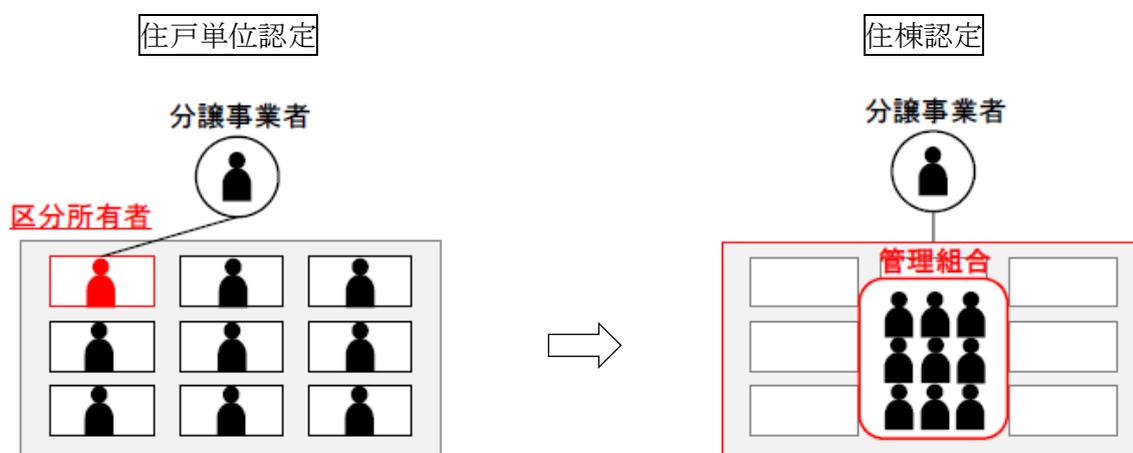
高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 法令等の改正による長期優良住宅の認定手続き等の変更

(1) 共同住宅について、各住戸の区分所有者がそれぞれに認定を受ける仕組みから、管理組合の管理者等が一括して認定を受ける仕組みに変更

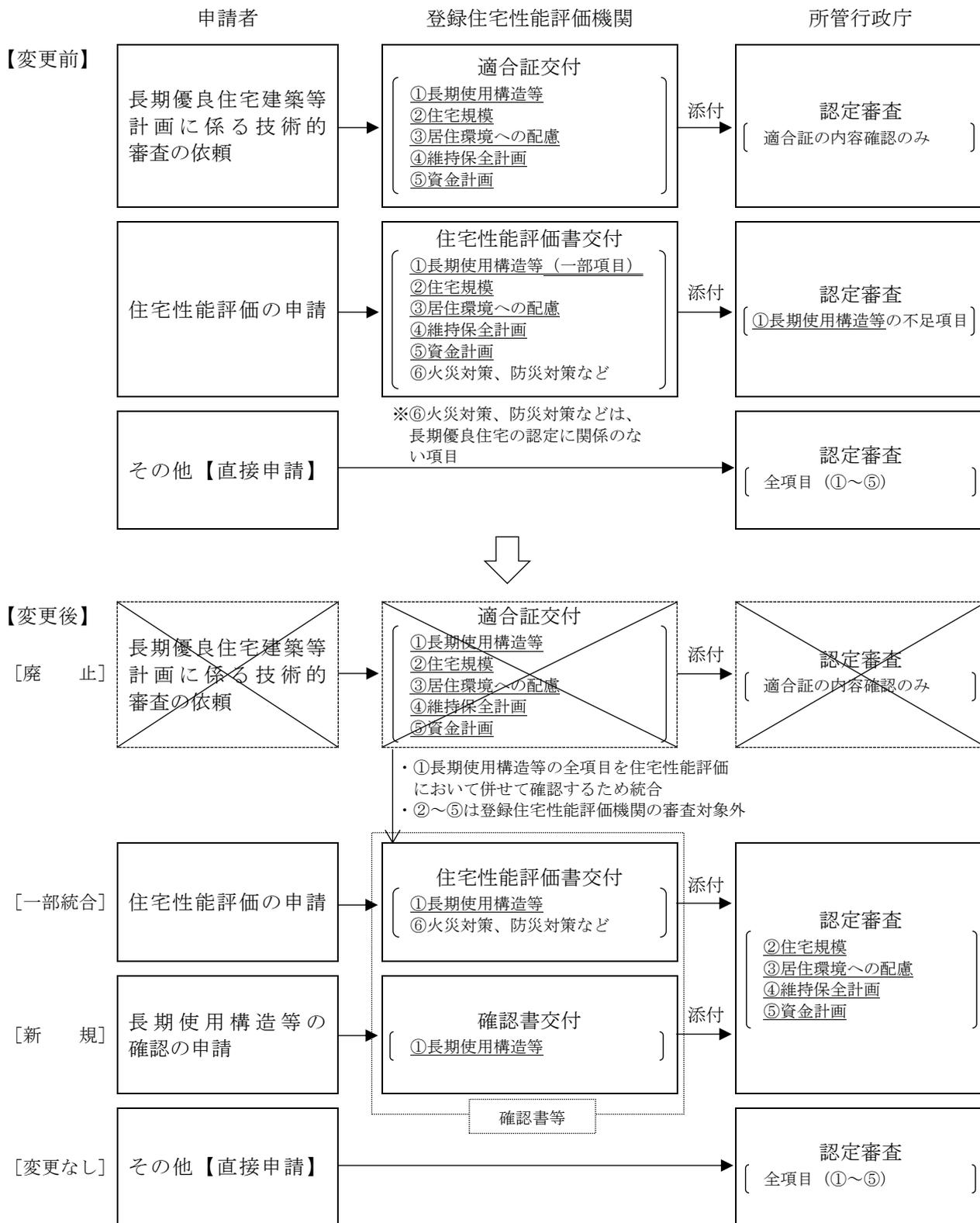
【変更前】

【変更後】



<ul style="list-style-type: none"> ○当初申請 : 分譲事業者 ○変更申請 : 分譲事業者 + <u>区分所有者</u> 	認定手続き の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○当初申請 : 分譲事業者 ○変更申請 : 分譲事業者 + <u>管理組合の管理者等</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○維持保全実施主体 : <u>区分所有者</u> 	認定計画 実施者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○維持保全実施主体 : <u>管理組合の管理者等</u>

(2) 登録住宅性能評価機関における審査内容が見直され、交付される評価書等が変更（適合証の廃止、確認書の新設等）



※（ ）内は主な審査内容

2. 手数料の額等の見直し

(1) 長期優良住宅建築等計画認定手数料（(40)の5の部）

(単位：円)

戸数		改正前			改正後	
		適合証を添付する場合	設計住宅性能評価書を添付する場合	その他の場合	確認書等を添付する場合	その他の場合
一戸建て住宅		6,000	22,000	50,000	14,000	50,000
一戸建て住宅以外の住宅	5戸以下	12,000を申請戸数で除した額	62,000を申請戸数で除した額	110,000を申請戸数で除した額	24,000	110,000
	6戸以上 10戸以下	21,000を申請戸数で除した額	95,000を申請戸数で除した額	172,000を申請戸数で除した額	38,000	172,000
	11戸以上 25戸以下	31,000を申請戸数で除した額	174,000を申請戸数で除した額	334,000を申請戸数で除した額	62,000	334,000
	26戸以上 50戸以下	57,000を申請戸数で除した額	294,000を申請戸数で除した額	594,000を申請戸数で除した額	98,000	594,000
	51戸以上 100戸以下	97,000を申請戸数で除した額	449,000を申請戸数で除した額	1,017,000を申請戸数で除した額	148,000	1,017,000
	101戸以上 200戸以下	160,000を申請戸数で除した額	811,000を申請戸数で除した額	1,876,000を申請戸数で除した額	250,000	1,876,000
	201戸以上 300戸以下	196,000を申請戸数で除した額	1,104,000を申請戸数で除した額	2,678,000を申請戸数で除した額	316,000	2,678,000
	301戸以上	209,000を申請戸数で除した額	1,334,000を申請戸数で除した額	3,279,000を申請戸数で除した額	358,000	3,279,000

(2) 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料（(40)の5の2の部）

(単位：円)

戸数		改正前			改正後	
		適合証を添付する場合	設計住宅性能評価書を添付する場合	その他の場合	確認書等を添付する場合	その他の場合
一戸建て住宅		9,000	/	72,000	20,000	72,000
一戸建て住宅以外の住宅	5戸以下	18,000を申請戸数で除した額		162,000を申請戸数で除した額	35,000	162,000
	6戸以上 10戸以下	32,000を申請戸数で除した額		255,000を申請戸数で除した額	56,000	255,000
	11戸以上 25戸以下	46,000を申請戸数で除した額		499,000を申請戸数で除した額	92,000	499,000
	26戸以上 50戸以下	85,000を申請戸数で除した額		888,000を申請戸数で除した額	146,000	888,000
	51戸以上 100戸以下	145,000を申請戸数で除した額		1,522,000を申請戸数で除した額	221,000	1,522,000
	101戸以上 200戸以下	239,000を申請戸数で除した額		2,811,000を申請戸数で除した額	374,000	2,811,000
	201戸以上 300戸以下	294,000を申請戸数で除した額		4,013,000を申請戸数で除した額	472,000	4,013,000
	301戸以上	314,000を申請戸数で除した額		4,915,000を申請戸数で除した額	536,000	4,915,000

3. 施行期日

令和4年2月20日